

訴 状

平成 14 年 12 月 13 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部御中

原告 川井敏久 被告 沢間俊太郎

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金 3 0 0 万円

請求の趣旨

1. 被告は、原告に対し、金 3 0 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに仮執行宣言を求めらる。

請求の原因

1. 当事者

原告は、平成 6 年 7 月 3 日に行われた松戸市長選挙に当選して松戸市長の職につき、10 年 6 月 14 日及び同 14 年 6 月 23 日に行われた同市長選挙にも連続して当選し、同市長の職にある者である。

被告は、同 14 年 6 月 16 日、松戸市議会議員の職を辞して、同市長選挙に立候補したが、落選し、同年 11 月 17 日に行われた同市議会議員選挙に当選して、現に同議員の職にある者である。2. 本件記事の掲載と原告の名誉毀損

株式会社財界展望新社は、平成 14 年 9 月 1 日に発行した月刊財界展望 2002 年 10 月号の 106 頁から 108 頁にかけて「3 選果たした松戸市長が問われる資産家後援者の不透明な『便宜』」と題する記事(以下「本件記事」という)を掲載し、同誌は全国の書店で多数販売された。

本件記事のうち、次の部分は、いずれも虚偽の事実を摘示しており、松戸市長として職務の公正・廉潔が求められている原告の名誉を著しく毀損するものである。

(1) 本件記事の 108 頁には、「果たして両者の関係に特別な事情が隠されているのであろうか。『土屋氏と川井市長の関係が旨摘されたのは、平成十年の市長選のときで、健康福社会館がオープンした 2 ヶ月後、川井氏は会館に至近な土屋氏の所有地に選挙事務所を設置したのに続いて、去る六月の選挙でも土屋氏が選挙事務所用地を提供している』(沢間氏)という指摘がある」との記載(以下「本件記事部分(1) という)がある。

この提供とは、通常、土屋氏が上記土地を無償もしくは著しく低廉な賃料で原告に貸したという趣旨と解されるが、そのような事実はない。

上記選挙事務所用地として借り受けた土地は、土屋氏の財産管理会社であるエー・エル・ティ産業株式会社がプールの駐車場として管理している土屋氏外 1 名の所有の松戸市牧の原 2 番 2 山林 869 平方メートル、同所同番 3 雑種地 1638 平方メートル、同所同番 4 雑種地 3233 平方メートル、同所同番 38 雑種地 5725 平方メートルの約半分の合計約 8602 平方メートルであり、健康福社会館のごく近くにあるものではない。

そして、その貸主は上記会社、借主は政治資金規正法上の政治団体である川井敏久後援会であり、賃料の額は、平成 10 年の選挙の際には金 86 万 1000 円、同 14 年の選挙の際には金 100 万 8000 円であった。

これらの賃料の額は、上記会社が上記土地を他に貸付ける際の賃料額と同額であり、上記会社は、他の立候補者が借受けを希望したら、これと同一の条件で賃貸したというのであるから、原告が土屋氏から上記土地を提供されたということはできない。

したがって、本件記事部分(1) は、上記見出し及び末尾の「川井市長と土屋氏のただならぬ関係の裏にどのような事情があるかはわからないが、さまざまな疑念に自治体首長として具体的に説明する責任が川井市長にはあるように思われる」との記載とあいまって、読者に対し、原告が土屋氏から不相当な便宜を受けたとの印象を与えるものである。

(2) 本件記事の 108 頁には、本件記事部分のほか「一部には『川井市長は、土屋氏の招待で毎年のように札幌へ旅行しており、過剰な接待を受けている』という話が聞こえているのも事実だ」との記載(以下「本件記事部分(2) という)がある。

しかし、原告が土屋氏の招待で札幌に旅行したことなどは一度もない。

本件記事部分(2)は、本件記事の上記見出し及び末尾の上記記載と合わせると、読者に対し、原告が土屋氏から過剰な接待を受けてきたとの印象を与えるものである。

3. 被告の原告に対する名誉毀損

(1) 被告は、平成14年8月、株式会社財界展望新社に対し、本件記事部分(1)のような虚偽の情報を提供した。そして、本件記事部分(1)は、被告のこの情報提供により掲載されたものである。

(2) 被告は、平成14年9月1日、被告のインターネットホームページに「おマタセしました！トシタローのリベンジだあ！！9月2日発売『財界展望』より情報公開された書類で見えてきた『3選果たした 市長』が問われる資産家後援者への不透明な『便宜』 登場人物や団体の名前を知りたい場合は『財界展望』しっかり買ってね」との文章と、原告を 市長、土屋氏を 氏と表示したほかは本件記事と同一の記事全文を掲載した。

(3) 被告は、同年10月、被告のインターネットホームページあい LOVE まつど平成14年10月53号に「恥ずかしながら今度は市議選・トシタロー - VS 川井市長・6月、最後の聖戦は終わった！・11月、最終戦争に突入だあ！てか？8月8日、トシタローは健康福祉会館の一件で月刊財界展望の取材を受けました。あい LOVE まつど同様、役所では職員がしっかり回し読みしたそうですが、まずは問題の記事をご紹介します。財界展望10月号・松戸市では6月に市長選があり、川井敏久市長が三選を果たしたが、親密な関係にある土屋亮平氏とのことが話題に上っている」との文章と本件記事のうち「問題の声が上がる健康福祉会館」という見出し以下のほぼ全文を掲載した。

(4) 被告は、被告が発行しているピラ「あい LOVE まつど」平成14年10月53号に「トシタロー - VS 川井市長・お楽しみはこれからだ・8月8日、トシタローは健康福祉会館の一件で月刊財界展望の取材を受けました。あい LOVE まつど同様、役所では職員が回し読みしたそうで、まずは記事のご紹介から。財界展望10月号」との前文を掲載し、それに続いて本件記事のうち上記(3)の部分に掲載し、これを常磐線馬橋駅前、新松戸駅前等で多くの市民に配布した。

被告の以上の行為は、原告の名誉を著しく毀損するものであるから、被告は、原告が被った損害を賠償する責任がある。

4. 原告の損害

原告は、被告の以上の行為によって松戸市長としての廉潔性、職務の公正性を疑われ、名誉を毀損された。

原告の損害は金300万円を下らないというべきである。

5. 結 論

よって、原告は被告に対し、上記不法行為による損害の賠償として金300万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

立 証 方 法

1. 甲第1号証(財界展望2002年10月号)
2. 甲第2号証の1(土地賃貸借(一時使用)契約書)
3. 同 号証の2(領収書)
4. 甲第3号証の1(土地賃貸借(一時使用)契約書)
5. 同 号証の2(振込金受付書)
6. 甲第4号証(平成14年11月17日執行松戸市議会議員選挙公報)
7. 甲第5号証(ホームページ)
8. 甲第6号証(同上)
9. 甲第7号証(ピラ)